

9 月 3 日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案第 49 号、議案第 50 号、議案第 51 号および議案第 77 号の 4 議案について、9 月 4 日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第 49 号湖南省市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、任命権者に申し出るとい形になっていますが、実際に制度について説明するのは、任命権者ではなく、職場の長になるのかとの質疑に対し、任命権者に申し出るようになりますが、まずは、職場の上司に申し出るとい形になっていきますとの答弁でした。

議案第 50 号湖南省市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、人事院勧告に基づくという形ですが、部分休業というのは基本的に有給ですかとの質疑に対し、部分休業というのは無給になりますとの答弁でした。

議案第 51 号湖南省市税の一部を改正する条例の制定について、特定親族特別控除が新設されたということで、特定親族とは、地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 12 号に規定されていると書かれていますが、その内容はどの質疑に対し、特定親族特別控除ですが、これまでも税金を納めておられる方に、扶養家族がいる場合、一般控除とか、配偶者控除と、いろいろな項目の控除対象者がいます。大学生の年代の方は、もともと所得税控除の中では、特定控除の対象とされて、条文には書かれていなかったが、その年代については特定控除の対象となりますとの答弁でした。

議案第 77 号字の区域および名称の変更について、現在、菩提寺という町名はここにしかないのですか、他にも菩提寺はあるのかとの質疑に対し、旧の在所の菩提寺という所があります。また、一部大字菩提寺で残っている地域もありますとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。その結果、議案第 49 号、議案第 50 号、議案第 51 号および議案第 77 号の 4 議案については全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。